

(証券コード 8541)
平成28年6月10日

株 主 各 位

松山市勝山町2丁目1番地

株式会社 **愛媛銀行**
頭 取 本 田 元 広

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 松山市勝山町2丁目1番地 当行本店 5階ホール
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第112期 $\left[\begin{array}{l} \text{平成27年4月1日から} \\ \text{平成28年3月31日まで} \end{array} \right]$ 事業報告および計算書類報告の件
 2. 第112期 $\left[\begin{array}{l} \text{平成27年4月1日から} \\ \text{平成28年3月31日まで} \end{array} \right]$ 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役17名選任の件
- 第5号議案 監査役2名選任の件
- 第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内いたしますのでご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.himegin.co.jp/stockholder/library.html>）に掲載いたします。

第112期（平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

■当行の主要な事業内容、金融経済環境

我が国経済は、昨年末まで改善基調にありましたが、新興国や資源国の経済の先行きに対する不透明感などから、年明け以降足踏みの状況が続きました。一方、企業部門では、設備投資が緩やかな増加基調にあり、家計部門では個人消費が底堅く推移するなど、基調としては緩やかな景気回復が続いています。

愛媛県経済においても、個人消費は一部に弱い動きはみられるものの、企業部門は総じて安定しており、基調としては緩やかな回復が続いています。

マイナス金利の導入により金融業界を取り巻く環境は厳しさを増していますが、昨年創業100周年を迎えた当行は、創業以来の思いやりと助け合いという「無尽の精神」にもとづく哲学と理念を変えることなく、幅広い金融サービスを提供し、これからも、ふるさと銀行として、愛媛県経済の発展に貢献してまいります。

■事業の経過及び成果

このような金融経済環境のもと、当行は、引き続き事業性評価による成長分野への融資と中小企業の経営体質を強化していくための支援に積極的に取り組みました。

また、当行は「えひめガイヤ成長産業化支援ファンド投資事業有限責任組合」や「えひめアグリファンド投資事業有限責任組合」を通じて愛媛県の基幹産業である第1次産業の活性化に努めております。

さらに、ものづくり系中小企業者の技術開発分野においても、政府や地方自治体への補助金・助成金申請の支援を外務専門家とともに積極的に行うなど、地方創生施策の効果的な実施に向けての支援に努めました。

こうした取り組みにより次のような業績結果となりました。

預金・譲渡性預金

期末残高は、377億円増加し、2兆2,968億円となり、そのうち個人預金の期末残高は97億円増加し1兆2,595億円となりました。

貸出金

個人、中小企業等を中心に期末残高は451億円増加し、1兆4,968億円となりました。

有価証券

市場リスクを抑制しつつ、積極的な運用に努めました結果、期末残高は4,992億円となりました。

損益状況

資金利益の増加や信用コスト減少により、当期純利益は1億67百万円増加し、54億32百万円となりました。

設備投資

お客様の利便性の向上を図るため、店舗の新築移転・改装等の設備投資を行いました。

■当行の対処すべき課題

第15次中期経営計画の基本方針である「お客様サービスの向上」「リスク管理態勢の充実」「効率経営の追求」を達成するため、自己資本比率の財務健全性向上に向けて、さらなる収益力の強化と経営効率化に取り組んでまいります。

さらに、地方公共団体や外部機関と緊密な連携をとりながら、ふるさと銀行として地方創生にかかる施策が効果的に実現できるよう強力に支援してまいります。

当行は「創業100年、“殻を破る”未来への挑戦」をテーマに、既成概念にとらわれることなく果敢に安定収益を生み出す新たなビジネスモデルの創出に挑戦を続けてまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	17,738	18,251	18,634	19,035
定期性預金	10,607	10,438	10,392	10,402
その他	7,130	7,813	8,241	8,632
貸 出 金	13,238	13,625	14,517	14,968
個人向け	3,722	3,674	4,171	4,430
中小企業向け	5,676	5,910	6,384	6,635
その他	3,839	4,040	3,960	3,902
商品有価証券	2	1	1	2
有 価 証 券	5,246	4,754	5,233	4,992
国 債	2,884	1,192	1,267	1,119
地 方 債	1,106	779	830	692
その他	1,255	2,781	3,135	3,181
総 資 産	23,224	23,783	24,389	24,529
内国為替取扱高	76,097	87,090	91,338	98,583
外国為替取扱高	百万ドル 6,194	百万ドル 5,528	百万ドル 5,575	百万ドル 4,550
経 常 利 益	百万円 6,817	百万円 9,459	百万円 9,576	百万円 9,061
当 期 純 利 益	百万円 3,627	百万円 4,335	百万円 5,265	百万円 5,432
1株当たりの当期純利益	円 銭 20 46	円 銭 24 46	円 銭 29 71	円 銭 30 61

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,377人	1,357人
平 均 年 齢	37年11月	38年 1月
平 均 勤 続 年 数	15年 4月	15年 6月
平 均 給 与 月 額	396千円	391千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	営業店部門	本部部門	営業店部門	本部部門
使 用 人 数	1,075人	302人	1,040人	317人

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
愛 媛 県	店 83	うち出張所 (8)	店 83	うち出張所 (8)
高 知 県	7	(-)	7	(-)
香 川 県	4	(-)	4	(-)
徳 島 県	1	(-)	1	(-)
大 分 県	1	(-)	1	(-)
広 島 県	3	(-)	3	(-)
岡 山 県	1	(-)	1	(-)
大 阪 府	2	(-)	2	(-)
東 京 都	1	(-)	1	(-)
合 計	103	(8)	103	(8)

- (注) 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備を183か所（前年度末184か所）、それぞれ設置しております。

- ロ 当年度新設営業所
該当ありません。
- ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。
- ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,406
---------------	-------

ロ 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

内 容	金 額
久米支店店舗新築工事	456
雄郡支店店舗用地取得	251

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- イ 親会社の状況
該当ありません。
- ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
ひめぎんビジネスサービス(株)	愛媛県松山市千舟町5丁目6番地1	現金等の精査・整理・集金業務	昭和59年7月2日	百万円 10	100.00 %
(株)ひめぎんソフト	愛媛県松山市南持田町27番地1	コンピュータシステムの管理・運営	昭和59年12月6日	30	50.00
ひめぎん総合リース(株)	愛媛県松山市勝山町2丁目1番地	リース業務・投資業務	昭和61年5月10日	30	75.00
(株)愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市勝山町2丁目4番地7	クレジットカード業務・保証業務	昭和62年1月29日	50	90.00
ひめぎんスタッフサポート(株)	愛媛県松山市勝山町1丁目13番地4	人材派遣業務	平成20年4月8日	30	100.00

重要な業務提携の概況

- ① 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称SCS)を行っております。
- ② 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫266金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合134組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連733(農林中央、信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
- ③ 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
- ④ ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび入金のサービスを行っております。
- ⑤ JAバンクえひめとの提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑥ もみじ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑦ 四国内第二地銀協地銀4行(当行、香川銀行、徳島銀行、高知銀行)の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑧ ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、ローソン店舗設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金および振込み等のサービスを行っております。
- ⑨ イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金および振込みのサービスを行っております。
- ⑩ イーネットとの提携により、イーネット設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金および振込み等のサービスを行っております。
- ⑪ セブン銀行との提携により、セブン銀行設置の現金自動設備による現金自動引出しおよび入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
中山 紘治郎	会長 (代表取締役)	総理	-	
本田 元広	頭取 (代表取締役)	統轄、環境経営推進室、ひめぎん情報センター	-	
河野 雅人	専務取締役 (代表取締役)	企画広報部、事務部、人事教育部、監査部、TQC 推進担当	-	
原田 光雄	専務取締役 (代表取締役)	審査第一部、審査第二部、審査第三部	-	
遠藤 明弘	常務取締役	お客様サービス部、公務部、リスク管理部、総務部	-	
脇水 雅彦	常務取締役	資金証券部	-	
山本 恵三	常務取締役	営業統括部、個人ローン部	-	
福富 治	常務取締役	金融コンサルティング部、ふるさと振興部、国際部	-	
木原 盛展	取締役	審査第一部長、審査第二部長、審査第三部長	-	
日野 満	取締役	今治支店長	-	
大宿 有三	取締役	本店営業部長兼県立中央病院出張所長	-	
西川 義教	取締役	東京支店長兼東京事務所長	-	
有光 秀明	取締役	新居浜支店長	-	
大植 隆司	取締役	三島支店長	-	
吉野内 直光	取締役 (社外取締役)		-	
森田 邦博	常勤監査役 (社外監査役)		-	
山下 剛志	常勤監査役		-	
西澤 孝一	監査役 (社外監査役)		-	
関谷 達郎	監査役		-	
(当事業年度中に退任した役員)				
氏名	退任時の地位	退任日		
門田 真二	取締役	平成28年1月20日辞任		

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	16人	331 (26)
監 査 役	4人	34
計	20人	366 (26)

- (注) 1. 報酬等の()欄には、報酬以外の金額を内書しております。
 2. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬等95百万円(内報酬以外26百万円)を含んでおります。なお、株主総会で定められた報酬限度額には使用人報酬等は含んでおりません。
 3. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役300百万円、監査役50百万円であります。
 4. 上記以外に、平成27年6月26日開催の第111期定時株主総会決議に基づき、退任取締役に支払われた退職慰労金は1百万円であります。

(3) 責任限定契約

該当ありません。

3. 社外役員に関する事項**(1) 社外役員の兼職その他の状況**

該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会(監査役会)への出席状況	取締役会(監査役会)における発言その他の活動状況
吉野内 直光 (取締役)	1年9か月	取締役会12回開催のうち9回出席	取締役会において、適宜質問し意見を述べ、重要事項の協議等を行っております。
森田 邦博 (監査役)	11年9か月	取締役会12回開催のうち12回出席 監査役会12回開催のうち12回出席	取締役会において、適宜質問し意見を述べ、監査役会において監査に関する重要事項の協議等を行っております。
西澤 孝一 (監査役)	4年9か月	取締役会12回開催のうち12回出席 監査役会12回開催のうち12回出席	取締役会において、適宜質問し意見を述べ、監査役会において監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3	24	-

- (4) 社外役員の意見
該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 500,000千株
発行済株式の総数 178,121千株

(2) 当年度末株主数 9,393名

(3) 大 株 主
発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主は該当ありません。なお、当行の大株主上位10先は以下のとおりであります。

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	16,009 千株	9.02 %
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口4）	9,427	5.31
愛媛銀行行員持株会	6,242	3.51
株式会社 みずほ銀行	4,380	2.46
大王製紙 株式会社	3,753	2.11
住友生命保険 相互会社	2,999	1.68
損害保険ジャパン日本興亜 株式会社	2,995	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口9）	2,953	1.66
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	2,368	1.33
株式会社 大和証券グループ本社	2,292	1.29

- (注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は当事業年度末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する割合であり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 加藤 信彦 指定有限責任社員 堀川 紀之	54	(注) 2、(注) 3、(注) 4

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
当行監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項以外の業務は以下のとおりであります。
債権購入に係る合意された手続きによる調査業務
4. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分の概要
当行の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規締結に関する業務の停止3か月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。
5. 当行、子会社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は58百万円であります。
6. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
7. 上記の金額は、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任します。また、その他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

〈業務の適正を確保する体制の内容の概要〉

当行は、取締役会において、上記体制について次のとおり決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令等遵守を経営の最重要事項の一つと位置づけ、「コンプライアンスマニュアル」に全役員が法令や社会通念等を遵守した行動をとるための基本的な考え方や行動規範等を定めるほか、高い公共性を有する金融グループ（当行および子会社）として社会的責任や使命を適切に果たせる体制を構築する。
- ② 取締役会は、「ふるさとの発展に役立つ銀行」を経営理念に掲げ、中期経営計画において、「お客様サービスの向上」、「リスク管理態勢の充実」、「効率経営の追求」を基本方針として取り組んでいる。また、6次産業化による第1次産業支援や中小企業等の海外進出支援を行うほか、地域の一人として環境保護や動物愛護などの社会貢献活動にも積極的に取り組むため、感性価値創造推進室、東アジア業務推進室、CSR推進室、環境経営推進室を設置している。
- ③ 取締役会は、社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力に対して、毅然とした対応がなされるよう態勢整備を行う。
- ④ コンプライアンス全般を統括する部署をリスク管理部とし、担当取締役をコンプライアンス統括責任者とする。リスク管理部は、子会社を含むグループ全体を対象として、コンプライアンスに関する総括的指揮を行う。
- ⑤ 取締役会は、コンプライアンスに関する年次活動計画を決定し、その進捗状況についてリスク管理部から定期的に報告を受ける。また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項を協議する。
- ⑥ 取締役会は、職務執行の適切性を確保するため、法令および定款等の遵守体制、並びに重大な損失の発生を未然に防止するリスク管理態勢等を構築し、監査役はこれを監視・検証を行うほか必要に応じて助言または勧告する。
- ⑦ 役員による違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、行内のリスク管理部および行外の弁護士事務所に「企業倫理ホットライン」をそれぞれ設置する。
- ⑧ 監査部は、法令等の遵守状況について監査を行い、その結果を取締役会へ報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、法令や文書管理に関する規程等に従い保存・保管を行う。
- ② 取締役および監査役は、これらの文書を随時閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係る信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクをできる限り定量的に把握するとともに、リスク管理を経営の最重要事項の一つと位置づけ、内外の経営環境の変化に対応できる適正な管理と運営が図れるよう、「リスク管理基本規程」およびリスクカテゴリーに応じた管理方針・管理規程を定める。

- ② リスク管理態勢の運営を統括する部署としてリスク管理部を置き、リスクのカテゴリー毎に主管部等を定め役割と責任を明確化する。また、リスクの全行的把握と経営の健全性を確保するためリスク管理委員会を設置するほか、市場リスクについては、ALM委員会にて分析・検討する。
 - ③ リスク管理の実効性を確保するため、定期的に、各リスクの主管部がリスク管理態勢の整備状況を自己評価し、その結果をリスク管理部が取りまとめ取締役会へ報告する。またリスク管理上、重大な問題が生じた場合はリスク管理委員会を招集し、その結果を取締役会に報告・付議する。
 - ④ 大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明確にするため緊急時対策基本規程に基づき、マニュアル等を定める。
 - ⑤ 監査部は、リスク管理態勢の監査を行い、その結果を取締役会へ報告する。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役会は、法令等で定められた事項、経営の基本方針、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針およびその他経営に関する重要事項を決定し、取締役による業務の執行状況を監督する。
 - ② 取締役会が決定した経営の基本方針に基づき迅速かつ効率的な業務を執行するため、取締役によって構成される常務会を設置する。常務会は、経営に関する全般的執行方針、その他取締役会から委任された重要事項を決定する。
 - ③ 取締役は、担当する業務の執行状況について、3か月に1回以上、取締役会に報告する。
 - ④ 取締役および使用人の意思決定および業務執行が、合理的かつ効率的に行われるよう職務権限基準、業務分掌、およびその他の各種規程等を定め、取締役、本部および営業店における各職位の権限と責任を明確にする。
 - ⑤ 将来の事業環境や効率的な経営資源の配分を考慮のうえ中期経営計画および年次予算を策定し、全行的な目標を設定する。本部および営業店においては、その目標達成に向け具体的計画を策定し実行する。
- (5) **使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
- ① 全役職員は、法令等遵守を経営の最重要事項の一つとして認識し、「コンプライアンスマニュアル」に定められた、法令や社会通念等を遵守した行動をとるための基本的な考え方や行動規範等に沿って、高い公共性を有する金融グループ（当行および子会社）として社会的責任や使命を適切に果たしていくよう努める。
 - ② コンプライアンス全般を統括する部署をリスク管理部とし、担当取締役をコンプライアンス統括責任者とする。リスク管理部は、子会社を含むグループ全体を対象として、コンプライアンスに関する総括的指揮を行う。
 - ③ 取締役会が定めたコンプライアンスに関する年次活動計画を全役職員は着実に実行し、その進捗状況についてはリスク管理部から取締役会へ定期的に報告を行う。また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項を協議する。
 - ④ 役職員による違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、行内のリスク管理部および行外の弁護士事務所に「企業倫理ホットライン」をそれぞれ設置する。
 - ⑤ 監査部は、法令等の遵守状況について監査を行い、その結果を取締役会へ報告する。

- (6) **当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 子会社における経営方針および業務の執行が適切なものとなるよう、取締役会と監査役を設置するとともに、親会社から役員を派遣して業務の執行状況を監督する。
 - ② 子会社の業務執行状況については、子会社管理規程に基づき企画広報部が報告を受け企業集団として適切な管理を行う体制とする。
 - ③ 子会社においても、親会社に準じ、「内部統制システム構築の基本方針」、「コンプライアンスマニュアル」を定め、業務の適正を確保する体制を整える。
 - ④ 当行グループにおける違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、子会社に対しても当行監査部が監査を行い、子会社の役職員も「企業倫理ホットライン」に直接報告できるものとする。
- (7) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、頭取は監査役と協議のうえ必要な人員を配置する。
- (8) **前号の使用人に対する取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役職務を補助すべき使用人については、取締役等からの独立性を確保するため当該使用人の人事異動・考課・懲戒等の処分については監査役会の事前承認を必要とし、任命を受けた使用人は、監査役の指示に従い業務を行う。
- (9) **当行およびその子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役は、当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実および取締役の職務遂行に関して不正行為や法令等に違反する行為を認知した場合は、遅滞なく監査役に報告する。
 - ② 行内および行外の「企業倫理ホットライン」に通報された情報は、遅滞なく監査役に報告する。
 - ③ 上記の報告を理由としての懲罰や人事考課など報告者にとって不利益になる取扱いを行わない。
- (10) **その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、常務会およびコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、必要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができる。
 - ② 監査役は、監査役会規程および監査役監査規程に基づく独任性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人および監査部と密接な連携を図る。
 - ③ 当行およびその子会社は、監査役がその職務の執行について必要な費用を請求した場合には、その費用について速やかに処理する。

〈業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〉

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システムに関する取り組み

当行は、取締役会にて内部統制システム構築の基本方針を定めるとともに、経営状況や環境等の変化に応じ適宜見直しをはかり、体制の充実と強化に取り組んでおります。

(2) コンプライアンスに関する取り組み

「コンプライアンスマニュアル」を定め、リスク管理部は子会社を含めて総括的指揮を行っております。また、監査部は、法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会へ報告しております。

(3) リスク管理に関する取り組み

各リスクの主管部がリスク管理態勢の整備状況を自己評価し、その結果をリスク管理部が取りまとめ取締役会へ報告を行うとともに、監査部がリスク管理態勢の監査を実施しております。

(4) 業務執行の適正性や効率性の向上に関する取り組み

取締役は、担当する業務の執行状況について、取締役会で報告しております。また、常務会は、原則週1回以上開催され、より迅速で効率的な業務執行に貢献しております。

(5) 内部監査に関する取り組み

当行グループにおける違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、当行および子会社に対して監査部が内部監査を実施しております。

(6) 監査役への情報提供に関する取り組み

取締役会、常務会等重要な会議には監査役が参加しております。また、監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的な会議等により意思の疎通と情報共有を行っております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

第112期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	238,966	預 金	1,903,580
現 預 け	24,132	当 座 預 金	72,702
預 け	214,833	普 通 預 金	672,719
コ 買 入 金	120,000	貯 蓄 預 金	5,730
商 品 有 価 値	59,399	通 知 預 金	19,906
商 品 有 価 値	224	定 期 預 積 金	1,032,857
商 品 有 価 値	210	そ の 他 の 預 金	7,433
有 価 値	14	讓 渡 性 預 金	92,231
国 方 債 券	499,274	借 入 金	393,288
地 方 債 券	111,950	外 国 為 替 債	21,496
社 債	69,200	新 株 買 入 金	1
株 式 債 券	74,843	の 他 の 債 権	1
そ の 他 の 証 書	37,725	未 払 法 人 税 等	7,928
引 形 手 貸 貸 付	205,554	未 前 払 受 取 金	9,237
割 手 証 当 座	1,496,891	給 付 補 て 備 蓄 金	997
外 取 前 未 金	7,245	融 一 の 他 の 引 当 金	1,841
そ の 他 の 派 生 商 資 産	83,422	職 員 退 職 慰 勞 引 当 金	835
融 派 生 商 資 産	1,281,843	再 評 価 に 係 る 繰 上 償 還 税 金 負 債	1
有 形 固 定 資 産	124,380	支 払 債 の 部 合 計	2,347,886
土 地 建 設 費	9,449		
建 設 費	9,304	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 派 生 商 資 産	144	資 本 剰 余 金	19,114
融 派 生 商 資 産	6,757	資 本 準 備 金	13,249
有 形 固 定 資 産	189	利 益 剰 余 金	13,249
土 地 建 設 費	2,094	利 益 準 備 金	51,116
建 設 費	2,880	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	5,864
そ の 他 の 派 生 商 資 産	2,880	有 形 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	34
融 派 生 商 資 産	1,593	別 途 積 立 金	39,253
有 形 固 定 資 産	31,448	繰 上 償 還 税 金 負 債	5,963
土 地 建 設 費	7,318	支 払 債 の 部 合 計	△236
建 設 費	22,855	自 株 主 資 本 合 計	83,245
そ の 他 の 派 生 商 資 産	414	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,989
融 派 生 商 資 産	1	土 地 再 評 価 差 額 金	7,857
有 形 固 定 資 産	859	土 地 再 評 価 差 額 等 合 計	21,847
土 地 建 設 費	1,044	純 資 産 の 部 合 計	105,092
建 設 費	1,044		
そ の 他 の 派 生 商 資 産	2		
融 派 生 商 資 産	146		
有 形 固 定 資 産	5,232		
土 地 建 設 費	△15,860		
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費			
建 設 費			
そ の 他 の 派 生 商 資 産			
融 派 生 商 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地 建 設 費	</		

第112期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本									自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金				合 利 益 剰 余 金 計 金			
		資本 準備 金	合 資 本 剰 余 金 計 金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金						
					積 立 金	剰 余 繰 越 利 益					
当 期 首 残 高	19,107	13,242	13,242	5,864	35,287	5,876	47,029	△232	79,147		
当 期 変 動 額											
新 株 の 発 行	7	7	7						15		
剰 余 金 の 配 当						△1,419	△1,419		△1,419		
当 期 純 利 益						5,432	5,432		5,432		
自 己 株 式 の 取 得								△4	△4		
土地再評価差額金の取崩							74	74	74		
有形固定資産圧縮積立金の積立					0	△0	-		-		
別 途 積 立 金 の 積 立					4,000	△4,000	-		-		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	7	7	7	-	4,000	87	4,087	△4	4,098		
当 期 末 残 高	19,114	13,249	13,249	5,864	39,288	5,963	51,116	△236	83,245		

	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	評 価 差 額 金	差 土 地 額 再 評 価 金 額	差 評 価 額 等 ・ 合 換 計 算	
当 期 首 残 高	14,062	7,614	21,677	100,824
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				15
剰 余 金 の 配 当				△1,419
当 期 純 利 益				5,432
自 己 株 式 の 取 得				△4
土地再評価差額金の取崩				74
有形固定資産圧縮積立金の積立				-
別 途 積 立 金 の 積 立				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△72	242	169	169
当 期 変 動 額 合 計	△72	242	169	4,268
当 期 末 残 高	13,989	7,857	21,847	105,092

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算期末月1カ月の市場価格の平均に基づいた時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	38年～50年
その他	3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が2次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,747百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。なお、当事業年度において、財務諸表等に与える影響額はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 1,212百万円
2. 貸出金のうち破綻先債権額は673百万円、延滞債権額は32,621百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は117百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,238百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,650百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,245百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 10,535百万円
担保資産に対応する債務
預 金 4,377百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券16,765百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金174百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、238,609百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が236,017百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,290百万円下回っております。

- | | |
|---|--|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 19,757百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 1,157百万円 |
| 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 | 11,500百万円が含まれております。 |
| 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は | 4,387百万円であります。 |
| 14. 1株当たりの純資産額 | 592円21銭 |
| 15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及びその周辺機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 | |
| 1. 取得原価相当額 | 有形固定資産 3百万円
無形固定資産 0百万円
合 計 3百万円 |
| 2. 減価償却累計額相当額 | 有形固定資産 3百万円
無形固定資産 0百万円
合 計 3百万円 |
| 3. 期末残高相当額 | 有形固定資産 0百万円
無形固定資産 0百万円
合 計 0百万円 |
| 4. 未経過リース料 | 1 年 内 0百万円 |
| 期末残高相当額 | 1 年 超 0百万円
合 計 0百万円 |
| 5. 支払リース料、減価償却費相当額 | |
| 支払リース料 | 0百万円 |
| 減価償却費相当額 | 0百万円 |
| 6. 減価償却費相当額の算定方法 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |
| 16. 関係会社に対する金銭債権総額 | 3,497百万円 |
| 17. 関係会社に対する金銭債務総額 | 42百万円 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	35百万円
役務取引等に係る収益総額	25百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	16百万円
その他の取引に係る収益総額	-百万円
- 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	600百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	994百万円
その他の取引に係る費用総額	-百万円
2. 1株当たりの当期純利益金額 30円61銭
3. 継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額63百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
四国地域	営業用等	土地	63百万円

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし出張所は母店にグルーピング）で行っております。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。
4. 関連当事者との取引

子会社

会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引金額 (百万円)	取引の 内 容	期末残高 (百万円)
(株)愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市	50	クレジット カード業務・保証業務	90%	・金銭貸借預金 取引 ・支払承諾	保証料の支払 600 代位弁済の 受入 274	当行貸出金 の被保証	被保証残高 141,143

取引条件及び取引条件の決定方針等

保証会社である(株)愛媛ジェーシービーは、各商品の保証料率に応じて債務者の弁済能力等を合理的に判断し、保証の諾否を決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
自己株式					
普通株式	646	16	-	663	単元未満株式の 買取

2. 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	当事業年度期首残高		当事業年度変動額		当事業年度末残高	
有形固定資産 圧縮積立金	34	百万円	0	百万円	34	百万円
別途積立金	35,253	百万円	4,000	百万円	39,253	百万円

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成28年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	2

2. 満期保有目的の債券（平成28年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	2,690	2,700	10
	そ の 他	-	-	-
	小 計	2,690	2,700	10
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	2,297	2,281	△15
	そ の 他	-	-	-
	小 計	2,297	2,281	△15
合 計		4,987	4,981	△5

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式、出資金	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式、出資金	1,212
関連法人等株式	-
合 計	1,212

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成28年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	28,707	14,231	14,475
	債 券	203,957	199,149	4,807
	国 債	70,821	70,338	483
	地 方 債	63,507	61,904	1,602
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	69,628	66,906	2,722
	そ の 他	118,716	115,417	3,299
	小 計	351,381	328,798	22,582
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	4,197	5,104	△906
	債 券	47,050	47,897	△847
	国 債	41,129	41,923	△794
	地 方 債	5,692	5,745	△52
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	228	228	△0
	そ の 他	86,585	87,945	△1,359
	小 計	137,833	140,947	△3,113
合 計	489,215	469,746	19,468	

(注) 非上場株式(3,860百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株 式	3,739	355	53
債 券	35,498	861	8
国 債	996	2	-
地 方 債	30,224	716	4
社 債	4,276	141	4
そ の 他	8,095	412	0
合 計	47,333	1,629	63

(注) 修正受渡日基準を採用しております。

6. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は23百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄について減損処理を実施いたします。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損算入限度額超過額	7,110百万円
減価償却損算入限度額超過額	167
その他	<u>2,304</u>
繰延税金資産小計	9,581
評価性引当額	<u>△5,510</u>
繰延税金資産合計	4,071
繰延税金負債	
有形固定資産圧縮積立金	△16
その他有価証券評価差額	<u>△5,479</u>
繰延税金負債合計	△5,495
繰延税金資産の純額	<u>△1,423百万円</u>

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は32.06%から、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.69%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.45%となります。この、税率変更により、繰延税金資産は188百万円減少(繰延税金負債は288百万円減少)し、その他有価証券評価差額は287百万円増加し、法人税等調整額は187百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は317百万円減少し、土地再評価差額は同額増加しております。

連結貸借対照表 (平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	239,067	預 讓 渡 性 預 金	1,900,602
コーロローン及び買入手形	120,000	借 用 金	393,288
買 入 金 銭 債 権	59,399	外 国 為 替	25,437
商 品 有 価 証 券	224	新 株 予 約 権 付 社 債	1
有 価 証 券	499,751	そ の 他 負 債	7,928
貸 出 金	1,494,933	役 員 賞 与 引 当 金	12,143
外 国 為 替	9,449	退 職 給 付 に 係 る 負 債	58
リース債権及びリース投資資産	6,978	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,015
そ の 他 資 産	10,995	利 息 返 還 損 失 引 当 金	504
有 形 固 定 資 産	31,690	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	52
建 物	7,318	繰 延 税 金 負 債	191
土 地	22,855	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,434
リ ー ス 資 産	451	支 払 承 諾	4,076
建 設 仮 勘 定	1	負 債 の 部 合 計	5,232
その他の有形固定資産	1,063		2,351,966
無 形 固 定 資 産	1,224	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,049	資 本 金	19,114
リ ー ス 資 産	25	資 本 剰 余 金	13,249
その他の無形固定資産	149	利 益 剰 余 金	54,145
繰 延 税 金 資 産	507	自 己 株 式	△236
支 払 承 諾 見 返	5,232	株 主 資 本 合 計	86,273
貸 倒 引 当 金	△17,972	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,580
		土 地 再 評 価 差 額 金	7,857
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△51
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	22,386
		非 支 配 株 主 持 分	855
		純 資 産 の 部 合 計	109,515
資 産 の 部 合 計	2,461,481	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,461,481

連結損益計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	43,478
資金運用収益	33,085
貸出金利息	25,956
有価証券利息配当金	4,375
コールローン利息及び買入手形利息	45
預け金利息	135
その他の受入利息	2,572
役員取引等収益	4,472
その他の業務収益	3,984
その他の経常収益	1,936
償却債権取立益	516
その他の経常収益	1,419
経常費用	33,718
資金調達費用	2,772
預金利息	2,064
譲渡性預金利息	219
コールマネー利息及び売渡手形利息	0
債券貸借取引支払利息	15
借入金利息	196
新社債利息	49
新株予約権付社債利息	11
その他の支払利息	214
役員取引等費用	4,468
その他の業務費用	123
その他の経常費用	23,802
貸倒引当金繰入額	1,348
その他の経常費用	1,203
経常利益	9,760
特別利益	15
固定資産処分益	15
特別損失	159
固定資産処分損失	95
減損損失	63
税金等調整前当期純利益	9,616
法人税、住民税及び事業税	2,699
法人税等調整額	1,044
法人税等合計	3,744
当期純利益	5,872
非支配株主に帰属する当期純利益	57
親会社株主に帰属する当期純利益	5,814

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	19,107	13,241	49,676	△232	81,793
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	7	7			15
剰 余 金 の 配 当			△1,419		△1,419
親会社株主に帰属する当期純利益			5,814		5,814
自 己 株 式 の 取 得				△4	△4
土地再評価差額金の取崩			74		74
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	7	7	4,469	△4	4,480
当 期 末 残 高	19,114	13,249	54,145	△236	86,273

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	14,425	7,614	△267	21,772	774	104,340
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						15
剰 余 金 の 配 当						△1,419
親会社株主に帰属する当期純利益						5,814
自 己 株 式 の 取 得						△4
土地再評価差額金の取崩						74
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	154	242	216	613	80	694
当 期 変 動 額 合 計	154	242	216	613	80	5,174
当 期 末 残 高	14,580	7,857	△51	22,386	855	109,515

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

(1) 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(2) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 5社
会社名

ひめぎんビジネスサービス 株式会社

株式会社 ひめぎんソフト

ひめぎん総合リース 株式会社

株式会社 愛媛ジェーシービー

ひめぎんスタッフサポート 株式会社

②非連結の子会社及び子法人等 3社
会社名

えひめガイヤ成長産業化支援ファンド投資事業有限責任組合

投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2013

えひめアグリファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 3社
会社名

えひめガイヤ成長産業化支援ファンド投資事業有限責任組合

投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2013

えひめアグリファンド投資事業有限責任組合

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算期末月1カ月の市場価格の平均に基づいた時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	38年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が2次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は当行7,747百万円、連結される子会社及び子法人等284百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還損失に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮する等により、返還額を合理的に見積もり、計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。なお、当連結会計年度において、連結財務諸表等に与える影響額はありません。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は673百万円、延滞債権額は33,827百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は117百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月上延延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,238百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は43,857百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,245百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 10,535百万円
担保資産に対応する債務
預 金 4,377百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券16,765百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は183百万円あります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、248,233百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が245,641百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必要しも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,290百万円下回っております。

- | | |
|--|-----------|
| 9. 有形固定資産の減価償却累計額 | 19,850百万円 |
| 10. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 1,157百万円 |
| 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は4,387百万円であります。 | |
| 12. 1株当たりの純資産額 | 612円31銭 |

（連結損益計算書関係）

- 「その他の経常費用」には、貸入金償却457百万円、株式等償却29百万円及び株式等売却損54百万円を含んでおります。
- 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 32円76銭
- 継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額63百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
四国地域	営業用等	土地	63百万円

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし出張所は母店にグルーピング）で行っております。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	178,058	63	－	178,121	
合 計	178,058	63	－	178,121	
自己株式					
普通株式	646	16	－	663	単元未満株式の 買取
合 計	646	16	－	663	

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	532	3.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月24日 取締役会	普通株式	887	5.00	平成27年9月30日	平成27年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
平成28年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案して
おります。

- ① 配当金の総額 532百万円
- ② 1株当たり配当額 3.00円
- ③ 基準日 平成28年3月31日
- ④ 効力発生日 平成28年6月30日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出を中心とする金融サービス事業を行っています。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを考慮し、預金やマーケットから資金調達を行っています。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っています。また、業務に付随する取引としてデリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、経済環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、その他目的、売買目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、社債等は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されています。また、運用調達の間隔ギャップにより金利の変動リスクに晒されていますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には業務に付随する取引として行っている金利スワップ取引及び為替予約取引があります。当行では、これらをヘッジ手段として、貸出金及び預金等に係る金利の変動リスクに対して繰延ヘッジ会計を適用しております。また、為替予約取引をヘッジ手段として、外貨建取引に係る取引をヘッジ対象として、繰延ヘッジ会計を適用しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

当行グループは、当行の信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程等に従い、信用リスクを適切に管理する態勢を整備・確立しております。信用リスク管理は、主管部を審査第一部とし、本部各部、営業店で行われて、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。

② 市場リスクの管理

当行グループは、当行の市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程等に従い、市場リスクを適切に管理する態勢を整備・確立しています。

(i) 金利リスク

金利リスクの管理は、主管部をリスク管理部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。また、ALM委員会は、毎月リスクに係る情報を分析、検討し、必要に応じ常務会へ提言を行っています。

(ii) 為替リスク

為替リスクの管理は、主管部をリスク管理部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。当行グループは、為替の変動リスクに関し、実需に基づくカバー取引等を行い適切に管理しています。

(iii) 価格変動リスク

価格変動リスクの管理は、主管部をリスク管理部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。有価証券等の保有に関しては、半年ごとに市場リスクの限度枠等を設定し、ALM委員会及びリスク管理委員会に付議のうえ、常務会の承認を受けています。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関し、取引の執行についてはフロント部門、管理についてはバック部門と業務分離を行い、相互牽制体制を確立しています。また、デリバティブ取引は実需に基づくヘッジ取引を目的に行っており、投機的なポジションは保持していません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループは、銀行業務における「有価証券」の価格変動リスク及び金利リスク、「預金・貸出金」の金利リスクに係る市場リスク量について、VaR（バリュー・アット・リスク）を用いて月次で計測し、半年毎に設定するリスク限度枠の範囲内に収まるように市場リスク量を管理しております。

当行グループのVaRは分散共分散法（観測期間1年、信頼区間99%、保有期間：預金・貸出金・政策投資株式は6カ月、債券・純投資株式等は3カ月）により算出しており、平成28年3月31日（当連結会計年度の決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で9,315百万円であります。なお、当行グループでは半年毎にバック・テストングを実施し、計測手法の有効性を確認の上、使用することとしております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられない、市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、当行の流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程等に従い、流動性リスクを適切に管理する態勢を整備・確立しています。主管部を企画広報部及び資金証券部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。また、ALM委員会等を通じて、市場環境を考慮した長短バランスの調整を検討するなど、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（(注2)参照）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	239,067	239,067	-
(2) コールローン及び買入手形	120,000	120,000	-
(3) 買入金銭債権	59,399	61,864	2,464
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	224	224	-
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,987	4,981	△5
その他有価証券	490,576	490,576	-
(6) 貸出金	1,494,933		
貸倒引当金(※1)	13,050		
	1,481,882	1,496,561	14,678
(7) 外国為替	9,449	9,449	-
資産計	2,405,586	2,422,724	17,137
(1) 預金	1,900,602	1,901,016	413
(2) 譲渡性預金	393,288	393,288	-
(3) 借入金	25,437	25,428	△9
(4) 外国為替	1	1	-
(5) 社債	7,928	8,054	126
負債計	2,327,257	2,327,789	531
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,593	2,593	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	2,593	2,593	-

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金や約定期間が短期間の取引については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金のうち1年を超える取引については、新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、裏付資産を分析し、元本回収率や配当率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

(5) 有価証券

主として、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、金利満期が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替における短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)(※2)	3,935
②組合出資金(※3)	252
合 計	4,187

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当連結会計年度において非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預 け 金	214,934	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	120,000	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	59,399	-	-	-	-	-
有 価 証 券	84,407	90,499	58,589	84,545	96,524	24,171
満期保有目的の債券	1,317	2,320	1,350	-	-	0
その他有価証券のうち満期があるもの	83,090	88,179	57,239	84,545	96,524	24,170
貸 出 金 (※)	242,670	251,712	205,246	149,827	176,015	312,234
合 計	721,411	342,211	263,835	234,372	272,539	336,406

(※) 貸出金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等、償還予定が見込めない34,501百万円、期間の定めのないもの122,726百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金等有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金及び譲渡性預金(※)	2,130,305	146,017	13,759	1,383	2,424	-
借 用 金	4,358	3,702	6,069	9,484	1,121	701
社 債	-	-	7,928	-	-	-
合 計	2,134,664	149,719	27,757	10,867	3,545	701

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は32.06%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.69%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.45%となります。この、税率変更により、繰延税金資産は217百万円減少(繰延税金負債は302百万円減少)し、その他有価証券評価差額金は301百万円増加し、法人税等調整額は215百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は317百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社 愛媛銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 信彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀川 紀之 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社 愛媛銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 信彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀川 紀之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成28年 5月18日

株式会社 愛媛銀行
頭 取 本 田 元 広 殿

株式会社愛媛銀行監査役会

常勤監査役(社外監査役)	森 田 邦 博	印
常勤監査役	山 下 剛 志	印
監 査 役(社外監査役)	西 澤 孝 一	印
監 査 役	関 谷 達 郎	印

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の基本方針、監査業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の基本方針、監査業務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制として、法令に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及び附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務

の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第112期の期末配当およびその他剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りながら、安定した配当を継続的に行うとの基本方針にもとづき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき金3円
配当総額 532,373,169円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成28年6月30日

2. その他剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 4,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 4,000,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、平成30年10月までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。

当行はかかる趣旨を踏まえ、本年10月1日をもって、当行の単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、一方で、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持するとともに、当行株式に対し、より投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合を行うものであります。

2. 併合する株式の種類および割合

当行普通株式について、5株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

1億株

5. その他

本株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とします。

なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

(1) 現行定款第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）について、第2号議案「株式併合の件」の承認可決を条件として、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものであります。

また、本事項の定款変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって生じる旨の附則を設け、効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

(2) 現行定款第20条（任期）について、会社経営に対する取締役の責任を明確にするとともに、経営環境の変化に一層迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線 は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数)	第2章 株 式 (発行可能株式総数)
第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5</u> 億株とする。	第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1</u> 億株とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第4章 取締役および取締役会 (任期)	第4章 取締役および取締役会 (任期)
第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(削除)
(新設)	附 則 第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）の変更は、平成28年10月1日をもって効力を発生するものとする。 なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。

第4号議案 取締役17名選任の件

取締役全員（15名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を2名体制とし、2名増員となる取締役17名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
①	ほんだもとひろ 本田元広 (昭和23年1月9日生)	昭和45年4月 当行入行 平成4年2月 尾道支店長 平成7年2月 高松支店長兼高松事務所長 平成15年2月 公務ふるさと部長 平成16年8月 人事教育部長 平成18年6月 取締役 人事教育部長 平成18年7月 常務取締役 平成23年4月 専務取締役 平成24年6月 頭取 現在に至る (担当) 環境経営推進室、ひめぎん情報センター	76,361株
②	こうのまさひと 河野雅人 (昭和27年5月16日生)	昭和51年4月 当行入行 平成18年11月 事務部長 平成19年8月 企画広報部長 平成20年6月 取締役 企画広報部長 平成22年2月 取締役 監査部長 平成24年6月 常勤監査役 平成26年5月 辞任 平成26年6月 専務取締役 現在に至る (担当) 企画広報部、事務部、人事教育部、監査部、TQC推進担当	48,000株
③	えんどうあきひろ 遠藤明弘 (昭和29年11月25日生)	昭和48年4月 当行入行 平成10年8月 高岡支店長 平成14年2月 本町支店長 平成18年3月 高知支店長 平成20年8月 営業統括部長 平成21年2月 宇和島支店長 平成22年6月 取締役 宇和島支店長 平成22年9月 取締役 宇和島支店長 兼宇和島新町出張所長 平成24年6月 常務取締役 現在に至る (担当) お客様サービス部、公務部、リスク管理部、総務部	46,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行 の株式数
④	ふく とみ おさむ 福 富 治 (昭和35年1月11日生)	昭和57年4月 当行入行 平成13年2月 久米支店長 平成18年3月 営業統括部副部長 平成19年8月 公務部長 兼営業統括部担当部長 平成20年6月 取締役 公務部長 兼営業統括部担当部長 平成20年8月 取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 平成24年4月 常務取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 平成24年6月 常務取締役 現在に至る (担当) 金融コンサルティング部、 ふるさと振興部、国際部	59,300株
⑤	やま もと けい ぞう 山 本 恵 三 (昭和32年3月27日生)	昭和54年4月 当行入行 平成10年2月 内子支店長 平成13年2月 県庁支店長 平成18年3月 広島支店長 平成21年2月 今治支店長 平成22年2月 大阪支店長 平成24年6月 取締役 大阪支店長 平成25年2月 取締役 東京支店長 兼東京事務所長 平成26年6月 常務取締役 現在に至る (担当) 営業統括部、個人ローン部	32,530株
⑥	き はら もり のぶ 木 原 盛 展 (昭和34年1月21日生)	昭和57年4月 当行入行 平成12年2月 金生支店長 平成16年8月 岡山支店長 平成21年5月 個人ローン部長 平成22年6月 取締役 個人ローン部長 平成22年8月 取締役 審査第一部長 平成24年6月 取締役 監査部長 平成25年2月 取締役 今治支店長 兼ローンセンター長(今治) 平成27年2月 取締役 審査第一部長 兼審査第二部長 兼審査第三部長 現在に至る	39,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行 の株式数
⑦	ひのみつる 日野 満 (昭和35年4月12日生)	昭和58年4月 当行入行 平成21年6月 審査部長 平成22年6月 取締役 審査部長 平成22年8月 取締役 審査第二部長 兼船舶ファイナンス室長 平成25年2月 取締役 審査第一部長 兼審査第二部長 兼船舶ファイナンス室長 平成25年8月 取締役 審査第二部長 兼船舶ファイナンス室長 兼審査第三部長 平成27年2月 取締役 今治支店長 兼ローンセンター長（今治） 現在に至る	34,000株
⑧	おおじゆくゆうぞう 大宿 有三 (昭和34年5月25日生)	昭和58年4月 当行入行 平成18年3月 秘書室長 平成21年4月 鴨川支店長 平成22年2月 県庁支店長 平成24年6月 取締役 県庁支店長 平成26年6月 取締役 東京支店長 兼東京事務所長 平成27年7月 取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 現在に至る	20,000株
⑨	にしかわよし のり 西川 義教 (昭和37年8月4日生)	昭和60年4月 当行入行 平成14年2月 森松支店長 平成18年3月 三島支店長 平成24年2月 本店営業部副部長 兼法人推進部長 平成24年6月 取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 平成27年7月 取締役 東京支店長 兼東京事務所長 現在に至る	13,000株
⑩	おおうえりゅうじ 大植 隆司 (昭和37年8月15日生)	昭和60年4月 当行入行 平成18年3月 お客様サービス部次長 平成23年2月 お客様サービス部副部長 平成24年2月 お客様サービス部長 平成26年6月 取締役 三島支店長 兼三島地区センター長 現在に至る	23,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行 の 株 式 数
⑪	ち かみ しょう いち 千 頭 正 一 (昭和33年3月26日生)	昭和55年4月 当行入行 平成18年11月 事務部次長 平成23年8月 事務部担当部長 平成26年8月 人事教育部付 outward 考査役 (株)ひめぎんソフト 現在に至る	12,000株
⑫	つほ うち むね お 坪 内 宗 士 (昭和35年7月14日生)	昭和58年4月 富士銀行入行 平成19年5月 みずほ銀行 千住支店長 平成21年4月 同行 融資部副部長 平成25年5月 当行入行 平成25年8月 審査第一部長 平成27年2月 企画広報部長 現在に至る	18,364株
⑬	かた おか やす ひろ 片 岡 靖 博 (昭和36年5月25日生)	昭和60年4月 当行入行 平成15年8月 久米支店長 平成22年8月 波止浜支店長 平成24年8月 高知支店長 兼ローンセンター長(高知) 平成26年4月 人事教育部付 outward 考査役 (株)ぞっこん四国 現在に至る	1,000株
⑭	ひら お しゅういちろう 平 尾 秀 一 郎 (昭和36年7月23日生)	昭和60年4月 当行入行 平成16年3月 石井支店長 平成19年2月 本町支店長 平成21年2月 広島支店長 平成24年6月 営業統括部長 平成25年12月 大阪支店長 現在に至る	4,000株
⑮	とよ だ まさ みつ 豊 田 将 光 (昭和37年1月26日生)	昭和60年4月 当行入行 平成15年8月 古川支店長 平成18年3月 道後支店長 平成23年2月 営業統括部副部長 平成24年6月 人事教育部長 現在に至る	21,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行 の 株 式 数
①⑥	よしのうち なお みつ 吉野内 直 光 (昭和15年4月6日生)	昭和38年4月 愛媛県勤務 昭和62年4月 商工労働部企業振興課長 平成5年4月 教育委員会管理部長 平成10年4月 愛媛県研修所長 平成11年4月 愛媛県教育長 平成15年2月 愛媛県副知事 平成20年3月 愛媛県副知事退任 平成20年4月 愛媛県信用保証協会会長 平成24年3月 愛媛県信用保証協会会長退任 平成26年6月 当社社外取締役 現在に至る	0株
①⑦	たけ だ みね のり 武 田 峰 紀 (昭和29年9月21日生)	昭和53年9月 川内町立川内中学校講師 昭和55年4月 松山市立鴨川中学校教諭 平成10年4月 松山市教育委員会 平成19年4月 松山市立日浦小・中学校長 平成22年4月 松山市立余土中学校長 平成24年4月 松山市立桑原中学校長 平成27年3月 退職 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 吉野内直光氏および武田峰紀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 吉野内直光氏は、永年にわたる行政経験に加え、幅広い知識と見識を有しており、当行の経営体質の一層の充実・強化に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 武田峰紀氏は、永年にわたる教育現場での経験に加え、幅広い人脈と見識を有しており、当行の経営体質の一層の充実・強化に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 吉野内直光氏および武田峰紀氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役の森田邦博氏、関谷達郎氏は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
①	よしおかとしはる 吉岡寿治 (昭和26年7月25日生)	昭和49年4月 当行入行 平成6年2月 久万支店長 平成14年2月 郡中支店長 平成16年9月 宇和島支店長 平成18年3月 高松支店長兼高松事務所長 平成19年8月 事務部長 平成22月6月 取締役 事務部長 平成23年7月 辞任 平成25年10月 (株)ひめぎんビジネスサービス社長 現在に至る	12,000株
②	あおのかつひろ 青野勝廣 (昭和19年2月7日生)	昭和46年4月 松山商科大学経済学部講師 昭和55年4月 松山商科大学経済学部教授 平成4年4月 松山短期大学副学長 平成13年1月 松山大学学長・理事長 兼松山短期大学学長 平成15年12月 松山大学学長・理事長 兼松山短期大学学長を退任 平成21年3月 松山大学経済学部教授を退職 平成21年4月 松山短期大学教授 平成22月6月 松山市社会福祉協議会会長 平成26年3月 松山短期大学教授を退職 平成26年6月 松山市社会福祉協議会会長を 退任 現在に至る	0株

(注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。

2. 青野勝廣氏は、社外監査役候補者であります。

3. 青野勝廣氏は、永年にわたる大学教育現場での経験および大学経営の経験に基づく幅広い知識と見識を当行の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 青野勝廣氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成28年1月20日をもって取締役を辞任されました門田真二氏、ならびに本総会終結の時をもって取締役を退任されます中山紘治郎氏、原田光雄氏、脇水雅彦氏、有光秀明氏および監査役を退任されます森田邦博氏、関谷達郎氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当行所定の基準にもとづき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
門田真二	平成26年6月 取締役 平成28年1月 辞任
中山紘治郎	平成2年6月 取締役 平成6年2月 常務取締役 平成10年4月 専務取締役 平成16年4月 頭取 平成24年6月 取締役会長 現在に至る
原田光雄	平成18年6月 取締役 平成21年6月 常務取締役 平成24年6月 専務取締役 現在に至る
脇水雅彦	平成22年6月 取締役 平成26年6月 常務取締役 現在に至る
有光秀明	平成26年6月 取締役 現在に至る
森田邦博	平成16年6月 監査役 現在に至る
関谷達郎	平成24年6月 監査役 現在に至る

以上

MEMO

MEMO